○外務省告示第四十一号

平成二十八年二月九日にダッカで、バングラデシュ人民共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

平成二十八年二月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年二月二十八日まで

4　署名者

日本側　大使　渡邉正人在バングラデシュ

バングラデシュ側　モハマド・メジバフッディン財務省経済関係局上級次官

○厚生労働省告示第三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第八項の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可したので、同条第九項の規定により、告示する。

平成二十八年二月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第三十五号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第五項の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間の変更について認可したので、同法附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第六項の規定により、告示する。

平成二十八年二月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第三十六号

昭和二十六年厚生省告示第百六十七号（医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年二月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二号中「及び国民健康保険法施行法（昭和三十三年法律第百九十三号）第二条の規定により国民健康保険法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合」を削る。

第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六、全国厚生農業協同組合連合会の会員である社会医療法人（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定により医療法第四十二条の二第一項の認定を受けたものとみなされたものに限る。）

○農林水産省告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町豊岡字灰縄山六一の一・六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町大字大沢字手倉沢三四三二の六、字西郡山手倉沢四四五一の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区富厚里字ヨウケナシ七八九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県南相馬市原町区下渋佐字赤沼二八五の一・二八五の四・二八五の六（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第四百十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は平成二十八年二月二十二日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県亘理郡亘理町長瀞字新海岸一三番六から同県亘理郡亘理町逢隈高屋字新谷地八番二まで	前	最大 一〇四（メートル）	七三六（メートル）
		最小 一一	
	後	最大 一八五	
		最小 一一	

○国土交通省告示第四百十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市赤穂一五番三九五から同市赤穂一六四九三番三まで	前	最大 三六三（メートル）	三八〇（メートル）
		最小 四六	
	後	最大 四四八	
		最小 四四六	